

別記 10 [避雷設備]

1、施設区分と保護レベル

施設区分による保護レベルは下記の表のとおりとする。

施設区分	避雷設備の 設置義務	保護レベル I	保護レベル II
製造所 一般取扱所	10倍以上	○	危険物施設が建築物内、かつ、取扱う危険物の引火点が40℃以上 ○
屋内貯蔵所	10倍以上	○	取扱う危険物の引火点が40℃以上 ○
屋外タンク貯蔵所	10倍以上	○	×
移送取扱所	全て	○	×

備考

- (1) 製造所、一般取扱所において高引火点危険物で規制しているものは避雷設備の設置義務なし。
- (2) 類型化された一般取扱所の避雷設備の設置義務は、該当する早見表を参照。
- (3) 屋外貯蔵タンクを受雷部として利用するときは、板厚（屋根板、側板）は4.0mm以上必要。